

曾於市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
曾於市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

本市においては、平成31年4月から3年間、「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、県教委の「在校等時間の上限に関する方針」を規則等に基づいた取組を行ってきました。

令和7年6月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。((参考)「指針」第1章 総則 第1節 趣旨)

本市の全ての子供たちが、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。そのためにも、子供たちを最前線で支える教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていきけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して、本市の学校教育が更に充実するとともに、教育職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として、県教委から示された「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」(以下「規則」という)を踏まえ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、部活動ガイドラインの策定による部活動実施日の削減や外部指導者を活用した地域展開、シルバー人材の活用による学校環境の整備や学校閉庁日における植物への水かけや見回り、業務改善に効果のあった取組等を紹介し活用を促すほか、管理職研修会において専門家による講話や参加者による研究協議を実施するなど、業務改善を含めた管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。

その成果として、各学校では、会議の効率化、行事や業務の精選など、退庁時間を意識した取組が進み、時間外在校等時間が国の指針に基づく上限月45時間以内の教職員の割合は、令和6年度上半期では、約81%となっています。

その一方、月45時間を超える教職員が、特に中学校で多いことや教頭の時間外在校時間等が多くなっていること等が課題となっています。

本市における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合		月 80 時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
上半期	15.1%	39.1%	3.6%	3.8%
下半期	13.5%	29.4%	3.8%	3.3%

時間外の在校等時間が月 45 時間を上回る教職員の割合は、小学校で約 15%であるが、中学校で約 35%となっています。前述したとおり、特に中学校において 45 時間を超える教職員が依然として多くなっています。

中学校においては、部活動の地域展開を強力に推進するとともに、教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にします。
- ・ 1 年間における教育職員の 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。
- ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(【 】内は令和6年度の数値)

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。【14.8 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下まで減少させます。【16%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 50 以下とします。【98】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3 計画の期間（令和8年度～令和11年度）

<p>令和8年度 (2026年度)</p>	<p>現状把握と基盤整備の年度 【目標水準】 1か月時間外勤務が45時間以上の教職員の割合 小中学校ともに15% 【主な取組】 ○ 時間外在校等時間の実態調査・分析（校種・職種別） ○ 業務内容の洗い出しと見直し（削減・統合・廃止業務の整理） ○ 校務分掌・会議体のスリム化（会議時間・回数削減） ○ ICT活用状況の点検（校務支援システム、連絡手段等） ○ 管理職を対象とした業務管理・健康管理研修の実施 ○ 教育職員へのセルフケア・勤務時間意識啓発</p>
<p>令和9年度 (2027年度)</p>	<p>取組の定着と業務削減の加速 【目標水準】 1か月時間外勤務が45時間以上の教職員の割合 小中学校ともに10% 【主な取組】 ○ 前年度見直し業務の定着状況検証と追加改善 ○ 学校行事・行事準備の簡素化・精選 ○ 部活動・校外活動に係る負担軽減策の推進 ○ 校務DXの推進（ペーパーレス化、データ共有の効率化） ○ 外部人材・支援スタッフの活用拡大 ○ 高時間外在校等職員への個別面談・支援</p>
<p>令和10年度 (2028年度)</p>	<p>重点支援と健康確保措置の強化 【目標水準】 1か月時間外勤務が45時間以上の教職員の割合 小中学校ともに5% 【主な取組】 ○ 時間外在校等時間が多い学校・職種への重点支援 ○ 業務の標準化・マニュアル化による属人化の解消 ○ 管理職による勤務時間マネジメントの徹底 ○ 医師面接指導・産業医との連携強化 ○ 年次有給休暇取得促進の具体的方策の実施 ○ 教育課程・時間割編成の工夫による負担軽減</p>
<p>令和11年度 (2029年度)</p>	<p>目標達成と持続可能な体制構築 【目標水準】 1か月時間外勤務が45時間以上の教職員の割合 小中学校ともに0% 【主な取組】 ○ 4年間の取組の総括と成果検証 ○ 効果の高かった取組の制度化・恒常化 ○ 新たな業務増加への抑制ルールの確立 ○ 働き方改革を踏まえた学校経営方針の明確化</p>

※ 給特法の一部改正により、「2029年度までに公立義務教育諸学校等の教員の時間外勤務（＝時間外在校等時間）を月平均30時間程度に削減し、かつ月45時間以下を100%にする」という目標が掲げられている。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 学校運営協議会や地域PTAなどを通じて、地域住民や保護者による通学路の見守り活動を推進します。
- (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や少年補導員等が行う見回り等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- (ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ 地域コーディネーターを配置し、ボランティアの募集や活動日等の調整を行います。
- (エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 令和10年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。
 - ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応マニュアルを明文化し、学校に提供します。
 - ・ 県で実施しているスクールロイヤー制度や市の顧問弁護士の積極的な活用を促します。
 - ・ 対応困難なケースの見極めや早期相談につながるスキルを高めることができるよう、管理職や教職員向けの「クレーム対応スキル研修（仮称）」を外部の専門家を招聘して年1回以上開催します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
 - ・ 国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会で予め確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。
 - ・ 調査回答の入力・集約を担当する業務支援員の配置を段階的に進めます。
- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦、⑧関係）
 - ・ 全ての学校にICT支援員を派遣し、教職員の負担を軽減します。
- (ウ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、外部委託を拡大していきます。

- (エ) 校舎の解錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・ 教頭等、特定の職員に集中することがないように、職員の役割分担の見直しを推進します。
 - ・ 県や他市町村の動向を注視しつつ、外部委託を検討します。
- (オ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）
 - ・ 校庭・体育館・廊下等での見守りを担うスタッフを配置します。
 - ・ 児童生徒の休み時間に想定されるリスクについて、標準化されたマニュアルを作成し、各学校に提供します。
- (カ) 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・ 各学校において清掃及び美化活動回数等を見直した上で、教育委員会で清掃員（シルバー人材等）を任用し、各学校への派遣します。
- (キ) 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ 令和11年度中に、原則、休日における全ての部活動の地域展開を実現します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を推進します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備（「3分類」⑭⑮⑯⑰関係）
 - ・ 給食の時間における対応や授業準備、学習評価や成績処理を補助する教員業務支援員を段階的に配置します。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。
- (イ) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・ 地域・保護者・地域団体との協働体制を構築する支援を行います。
- (ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推奨し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
 - ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ 各学校において、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、鹿児島県業務改善実践校モデル事業に基づいた校内研修を令和8年度中に市内全小中学校で実施します。
- ・ 18時以降は、原則として学校における電話対応を行わないこととします。この趣旨及び、緊急時の連絡先は、市役所・警察等の機関となることを保護者・地域住民に年

度当初のPTA等の機会を捉えて周知し理解を得られるようにしていきます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月8日(週2日)以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉学校閉庁期間の設定を行います。
- ・ 教職員の健康及び福祉を確保するため、首長部局との連携を図ったり、外部有識者を含む会議体を設置したりするなど、働き方に関する専門的な助言を求める体制の構築に努めます。
- ・ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分事としてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度曾於市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たって、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実するなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的項目について協力を得られるよう取り組みます。

【参考】

学校と教師の業務の3分類
別添4

➢ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➢ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間や下校時刻の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を含み、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の鍵錠・施設 | 部校長・教頭に対応せず、地域関係、役割分担の見直し等を実施
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、補導等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、役割・範囲の合理化等を実施
- 13 部活動 | 部活動の地域関係・地域連携を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務たが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など限定的業務を教員業務支援員等の支援スタッフに実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち限定的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 部活動等の日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り除くこと-取り除くべきものは何か、話し合うことが大切です。

- 7 -